

福岡市都市景観表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市都市景観条例（昭和62年福岡市条例28号。以下「条例」という。）第26条の規定により、都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、その他の物件の所有者、設計者、施工者、その他関係者（以下、「所有者等」という。）を表彰することにより、都市景観の向上と市民の都市景観に関する意識の高揚を図ることを目的とする。

(表彰の名称及び賞の種類)

第2条 表彰の名称は、福岡市都市景観賞（以下「景観賞」という。）とする。

2 景観賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大賞
- (2) 部門賞（ランドスケープ部門・建築部門・広告文化部門・活動部門）
- (3) 市民賞
- (4) 特別賞

(表彰対象物件等)

第3条 表彰の対象は、次の各号のいずれかの要件に該当する建築物、工作物、その他の物件又は活動（以下「表彰対象物件等」という。）とする。

- (1) 個性的、魅力的な都市景観の形成に寄与していること。
- (2) 周辺環境やまちなみと調和し、その雰囲気を高めていること。
- (3) その他、優れた都市景観の形成に寄与していること。

(表彰対象物件等の公募)

第4条 市長は、表彰を実施しようとするときは、あらかじめ、表彰対象物件等を公募するものとする。

2 前項に規定する公募の手続き等については、市長が別に定める。

(表彰物件等の決定)

第5条 市長は、前条の規定による公募を行ったときは、第7条の福岡市都市景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考結果に基づき、大賞、部門賞及び特別賞を受賞する建築物、工作物、その他の物件又は活動（以下「表彰物件等」という。）を決定する。なお、特別賞は、選考委員会として特別に表彰する対象物件が選定された場合に限り決定する。

2 市民賞の表彰物件等は、市民投票の結果に基づき市長が決定する。なお、市民投票の対象となる表彰対象物件等は、選考委員会で選出する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰対象物件等の所有者、設計者、施工者、その他関係者に表彰状を授与することにより行う。

(選考委員会)

第7条 市長は、公募した表彰対象物件等のうちから表彰物件等を選考するため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、住宅都市みどり局都市景観室で行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は住宅都市みどり局理事が定める。

附則

この要綱は、昭和62年11月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。